

おはようございます。生活者ネットワークの木下安子です。通告にしたがいまして、DV と性暴力の 2 つのテーマで一括質問いたします。

昨年、都内の生活者ネットワークが連携し、セクハラ、DV、性暴力の 3 つのテーマに沿って自治体調査を行いました。結果は、回答のあった 48 自治体の中で 1 位だった日野市も 100 点満点中 54 点で、調布市は 34 点で 21 位でした。東京においても女性が安心して安全に暮らせる社会への取組みは道半ばであることを再認識したところではあります。

コロナ禍における国の施策にも、日本におけるジェンダー主流化の遅れは如実に現れました。例えば、特別定額給付金事業は、申請も受け取りも世帯主が対象で、経済的 DV を受けていたり、転居先を知られることを恐れて夫から逃れた後も住民票を移動できずにいる女性の存在は想定されていませんでした。

そのような中、DV 被害や望まない妊娠の相談件数が増加するなど、コロナ禍において女性に対する人権侵害は悪化しています。そこで、調布市がいかなる時も女性が安心して暮らせる街となるよう、今回の調査で見えた DV と性暴力に関する市の課題を改善することを求めて質問をいたします。

1. DV 被害者への支援の充実を

(1) 庁内連携のさらなる強化のために

まず、DV 被害者への支援について伺います。DV に関しては配偶者暴力防止法がありますが、そこには被害者の保護だけが規程され、あくまでも被害者が逃げ、隠れて生きることが前提となっています。保障されるべきは逃げる権利ではなく、被害者が安心して人間らしい生活を送る権利です。最も身近な自治体に求められる役割は大きいと考えます。

ア. 全職員対象の研修について

調布市では、DV 被害者の相談支援に当たる職員がすべて専門性をもった正規職員で、この点は非常に高く評価できる点です。しかし、DV 被害者支援を確実に進めるためには、一部の職員の専門性確保や関係部署の連携だけでなく、DV への全庁的な共通理解が最低条件として必要です。なぜなら、市民と接する職員に感性がなければ、せっかく専門性を持つ職員がいても、そこへ繋ぐ道は閉ざされてしまうからです。

全職員対象の DV 研修が必要だと考えますが、見解と現状をお答えください。

イ. 全職員・全教職員向けのガイドブック作成を

また、DV 被害者は暴力により心身ともに支配されて自尊心を失い、自分が悪いと思ってしまうことが多く、助けを求めることが困難です。どの窓口でも「あなたは悪くない」と理解を示すことができる地盤を作っておくことが、二次被害を防止するためにも非常に重要です。

教職員には DV と子どもの虐待の関連性を理解するとともに、DV が疑われる場合の子どもおよび保護者への対応や支援への連携の把握なども求められます。職員・教職員向けのガイドブックがそれぞれ必要だと考えますが、見解をお答えください。

(2)子どもへの支援体制強化のために

ア. 子どもに接するすべての関係者に DV 研修を

次に、子どもを守る視点から伺います。

親が暴力を受ける姿を子どもが見聞きするいわゆる面前 DV は、心理的虐待に当たるとされています。また統計的にも DV が起きている家庭の 3 割で子どもへの虐待もあるため、子どもに関わるすべての職種の担当者が DV を正しく理解することが子どもを虐待から守る意味でも重要です。子どもに関わる職員はさまざまですが、現在、DV 研修はどのように実施されているのでしょうか。

イ. 支援につなぐ仕組みの周知徹底を

次です。子ども関係者が子どもの様子などから DV の存在を察知した場合、支援につなぐ一歩を迅速に踏み出すことが重要です。そのためには、調布市における DV 被害者支援の連携の仕組みを周知しておく必要があります。子ども関係者には委託事業者の職員や教員など都の職員も含まれますが、周知は徹底されているのでしょうか。

ウ. デート DV 予防に向けた取り組み強化を

次に恋人間の身体的、精神的、性的暴力、いわゆるデート DV の予防に向けた取り組みについて伺います。デート DV の予防には女性男性に関係なく対等なパートナーとしてお互いを尊重する心を育てる人権意識の醸成が必要ですが、これは将来的には DV 加害者の予防にも繋がります。市内の全中学校でデート DV 予防講座を実施すべきだと考えます。

また、DV についてまとめた男女共同参画推進課の「しえいくはんず」50 号では、デート DV についても、分かりやすい解説と相談先の情報がまとめられていますので、全中学校での配布を求めます。また、デート DV 防止の啓発カードを全中学校のトイレや保健室前などに設置してはどうでしょうか。それぞれ見解をお答えください。

2. 性暴力被害防止のために

(1) 人権としての性教育を

次に大きな2つ目の項目、性暴力被害防止の取組みについて伺います。

今年3月の警察庁の調査発表によりますと、子どもの性被害の加害者は、9割以上が実父を含む身近な男性です。幼い頃は性暴力だと認識できなかったのが成長してからトラウマを引き起こし、被害者が長く生きづらさを抱える原因にもなっています。この社会で性被害者も加害者も生まないためには、子どもの頃からの人権としての性教育が急務です。

子どもの頃からの性教育の目的は、性被害や加害というマイナスを回避することだけではなく、自分の体や命について科学的な知識を得、自分も相手も大切にすると人権意識を育んだり、またその上でパートナーと人生設計を立てていくなど、主体的に生きる力を育むことでもあります。しかし、十分な性教育が行われていない日本では、アダルトビデオ等の歪んだ描写を教材として誤った知識を身に着けてしまうことが多く、それが恋人や夫婦の関係にも大きな影響を与えています。

産婦人科医など専門家や民間団体による性教育を子どもの成長に合わせて小中学校で実施することが必要だと考えますが、認識をお答えください。

(2) 第5次男女共同参画推進プラン策定に向けて実態把握を

さて、現在調布市では第5次男女共同参画推進プラン策定に向けて実態調査を行うところです。都内自治体の約3分の1では実態調査に性暴力を記載していますが、調布市の調査には含まれていません。また、計画や条例に性暴力が含まれていない8自治体の1つでもあり、改善が必要です。

2018年の内閣府男女共同参画局の調査によりますと、女性の13人に1人が異性から無理やり性交された等の経験があるということです。しかし女性被害者の約6割はどこにも相談しておらず、警察に連絡したのも2.8%のみですから、警察への相談件数のみで性暴力被害の全体像をとらえることはできません。

近年の市の相談窓口への性被害に関する相談は何件でしょうか？性犯罪について市が実態を把握するためにも、実態調査に性暴力を盛り込むことを求めますが、見解をお答えください。

(3) 多摩地区にワンストップ支援センター設立の要望を

最後です。性暴力被害者にとって身近なところに相談窓口があり、そこで必要な支援をすべて受けられることは非常に大きな安心のもととなります。こういう取り組みは行政の役割としてしっかりと形にする必要がありますが、都内には北区の NPO 法人の支援団体 SARC 一か所しかありません。その周知はもちろんですが、多摩地域にもワンストップ支援センターを設立するよう東京都に要望することを求めます。見解をお答えください。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

1 DV被害者への支援の充実を（暴力未然防止に向けた市の基本的な対応） （黒岩副市長）

ただいま、木下安子議員から大きく2点のご質問をいただきました。私からは、DV被害者への支援の充実に関するご質問のうち、市におけるDVへの基本的な対応についてお答えします。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、対象になった人の心身を傷つける行為として、決して許されるものではなく、男女がお互いの人権を尊重する男女共同参画社会を形成していくうえで、根絶すべき重大な人権課題であると認識しております。

市は、配偶者暴力防止法に基づく調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画を平成22年度に策定し、平成23年度からは、同基本計画を第4次調布市男女共同参画推進プランに包含する中で、引き続き重要課題として捉え、暴力未然防止に向けた意識啓発、DV被害者の救済、自立に向けた相談支援など、あらゆる暴力からの根絶を目指して諸対応を図っております。

そうした中で、DV被害に関する相談については、男女共同参画推進センターを拠点として、相談員が相談者に寄り添って、状況に応じて適宜、関係機関につなぐことで、問題解決への支援に取り組んでおります。具体的には、配偶者暴力防止等対策ネットワーク会議を活用し、広域的なDV関連の現状の把握や対応策について意見交換を行っております。この会議には、子ども家庭支援センターすこやかをはじめとする庁内関係部署はもとより、調布警察署、弁護士会、民生児童委員、調布市医師会のほか、東京都女性相談センターなども御出席いただき、関係機関との連携を図りながら、被害者の相談・対応や自立支援に取り組んでおります。

今後とも、関係機関との連携強化を図りながら、相談ケースに応じたきめ細かな支援に取り組んで参ります。

その他の御質問につきましては、担当よりお答えいたします。

1 DV被害者への支援の充実を

(1) 庁内連携のさらなる強化のために（生活文化スポーツ部長）

私からは、DV被害者への支援充実に関するご質問のうち、職員の研修、意識啓発について、並びに中学生に対するデートDV防止対策、次期男女共同参画推進プランの策定に向けた性暴力の実態把握についてお答えします。

初めに、DV防止に向けた職員への研修についてお答えします。

男女共同参画推進センターにおいて、多くの相談が寄せられる「女性のための生きかた相談」では、自分がDV被害者であることについて明確に認識している相談者がある一方で、自分がDVを受けていることを自覚していない方もいます。

そのため、対応する職員が相談者の状況を見極め、DVに対する理解や適切な支援につなげられるよう、新入職員を対象とした男女共同参画に関する研修の中で、DV支援に必要な基礎知識の習得に努めております。また、男女共同参画推進センター通信「しえいくはんず」において、DVに関する特集号を発行し、配偶者暴力が身近な問題であることや被害に遭った場合の相談先や支援内容などを分かりやすく解説するなど、職員への意識啓発に取り組んでいます。

また、毎年度実施している「パープルリボンプロジェクト in ちょうふ」では、児童虐待防止のオレンジリボンキャンペーンとも連携し、市民プラザあくろすはもとより、文化会館たづくりエントランスホールで市民に向けた啓発の展示を実施しております。キャンペーン期間中には全職員がパープルリボンを着用し、全庁的に意識啓発に取り組んでおります。

このコロナ禍においては、外出自粛や学校の休業など、家庭内で過ごす時間が増えることに起因して、様々な生活不安・ストレスにより、配偶者等からのDVの増加や深刻化が懸念されております。そうした中において、市におけるDV支援として、DVを特集したセンター通信を市内各駅へ継続的に配架したほか、通信に掲載したDV支援に関する内容を調布駅前のデジタルサイネージで放映するなど、相談先に関する周知を行って参りました。

また、男女共同参画推進センターの相談では、これまでの面接相談に加え、電話による相談の対応を図ったほか、法律相談を継続して実施するなど、DV相談にきめ細かに対応しております。

(2) 子どもへの支援体制強化のために

ウ デートDV予防に向けた取組強化を

次に、デートDVについてお答えします。

中学生に対するデートDV防止対策についてですが、デートDVは、交際相手からの暴力を言い、身体的暴力のみならず言葉による精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含まれます。その中で、成長途上にある中学生が十分な知識を持っていないため、対応に苦慮してしまうことがあります。そのため、デートDVの予防に向けて、家庭、地域、学校等が連携し、様々な場面を通じ、特に若年層に向けて考える機会を提供することが重要であると認識しております。

男女共同参画推進センターでは、平成29年度から、市内中学校の3年生を対象にデートDV防止に関する出前講座を実施しております。令和元年度は、3校での実施を予定しておりましたが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため全て中止となりました。今後、教育委員会及び学校と連携し、状況に応じて継続的に取り組む中で、全校での実施を目指して参ります。

次に、デートDVについての冊子の配布、啓発カードの設置についてお答えします。

先ほど述べました男女共同参画推進センター通信のDV特集冊子を今後、市立中学校3年生に対して配布して参ります。また、デートDV防止の啓発カードについては、中高生の居場所である青少年ステーションCAPSや図書館などで配布しております。現在、市立中学校のトイレへの設置はしていませんが、中学校長会を通じて広く周知に努め、活用いただけるよう協力を求めて参ります。

2 性暴力被害防止のために

(2) 第5次調布市男女共同参画推進プラン策定に向けて実態把握を

(3) 多摩地区にワンストップ支援センター設立の要望を

次に、次期男女共同参画推進プラン策定に向けた性暴力に関する実態把握についてお答えします。

令和元年度に市の各種窓口寄せられた相談のうち、性暴力に関する相談は21件ありました。相談者に対しては、専門相談員が本人の意向を確認しながら、必要な相談・支援を行う関係機関につないでおります。

内閣府の調査では性暴力の被害を受けた女性の6割がどこにも相談していないなど、性暴力については実態が把握しにくい状況にあると認識しております。そのため、現行の第4次男女共同参画推進プランでは、配偶者からの暴力等、あらゆる暴力の根絶を主要課題としており、性暴力について特化した記述はありませんが、今年度実施する次期男女共同参画推進プランの策定に向けた市民意識調査において、性暴力に関する調査項目を盛り込むことで、市内における実態把握に

努めて参ります。

次に、多摩地区へのワンストップ支援センター設立についてお答えします。性暴力被害者の相談窓口として、警察庁が所管し都道府県ごとに設置されている性犯罪被害相談電話窓口、通称「ハートさん」のほか、NPO法人が運営する支援センターがあります。東京都においては、NPO法人性暴力救援センター・東京が運営する「性暴力救援ダイヤルN a N a（ナナ）」があり、被害相談を受付けています。

このワンストップ支援センターは、NPO法人が運営する施設であり、市が新たに多摩地区へのワンストップ支援センターの設立を要望することは難しいと考えております。引き続き、性暴力に関する相談に対しては相談者に寄り添い、関係機関と連携しながら必要な支援につなげられるよう取り組んで参ります。

<教育部長>

私からは、学校におけるDV被害者への支援に向けた取組及び人権としての性教育についてお答えします。

各学校においては、全ての教職員が、DVについて正しい理解と認識を深めることができるよう、東京都人権施策推進指針に示された人権課題について、研修を行っています。具体的には、毎年、都教育委員会から「人権教育プログラム」が一人に一冊配布されており、このプログラムを活用した研修を実施しているところです。プログラムでは、配偶者等からの暴力に関して、被害者の立場に配慮した対応に当たることの重要性など、DVに関する理解が深められるようになっています。

学校においては、DVに関して保護者から直接相談を受けるケースもあることから、適切な相談窓口等につなぐことができるよう、引き続き研修等を通して指導・助言を行って参ります。 352

次に、人権としての性教育についてお答えします。

性教育は、児童・生徒の人格の形成を目指す「人間教育」の一環であり、「生命の尊重」、「人格の尊重」、「人権の尊重」などの人間尊重の精神に通底する重要な教育課題であると認識しています。

また、その指導に当たっては、児童・生徒が自らの心身の成長発達を適切に理解して行動できるよう、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、発達の段階を考慮し、カウンセリングの手法を用いた個別指導が重要であると捉えております。

学校における性教育について、これまでも、学習指導要領を踏まえ、発達段階に応じて適切に指導を行うよう市教育委員会では指導・助言を行い、全ての学校において取り組んで参りました。

さらに、この度の学習指導要領の改訂に伴い、東京都が教員向けに作成している「性教育の手引」が平成31年3月に改訂されたことから、市内の小・中学校にこの手引きを配布し、各学校においては、性教育の基本的な考え方や指導事例等を十分に理解し、教職員の共通認識の下、実施するよう、指導・助言を行って

(子ども生活部長)

1 DV被害者への支援の充実を

(2) 子どもへの支援体制強化のために

ア 子どもに接する全ての関係者にDV研修を

イ 支援につなぐ仕組みの周知徹底を

私からは、子どもへの支援体制強化について、お答えします。

子どもがいる家庭において、子どもの見ている前で配偶者等に暴力を振う、大声で怒鳴る等、いわゆる面前DVは子どもへの心理的虐待に該当します。またDVが実際に起きている家庭では、同時に子どもへの暴力が行われている場合があります。

令和元年度における都内の児童相談所が対応した児童虐待相談のうち、心理的虐待に関する相談が半数以上を占めています。その中には、子どもに対する暴言・無視のほか、面前DVも多く含まれていました。児童虐待の未然防止、早期発見につなげるためにも、子どもに係る職員へのDVに関する認識を深める研修は重要であると認識しており、「調布市男女共同参画推進プラン(第4次)」にも位置付けて取り組んでいるところです。

子どもの虐待防止に取り組んでいる子ども家庭支援センター「すこやか」や保健センターの職員は、東京ウィメンズプラザ主催の研修等に参加するほか、児童館・学童クラブ職員は、職員マニュアル等を活用して、施設長会や課内で随時研修を実施しています。また、保育士や民生・児童委員には、外部での研修を案内しています。

これらの研修により、正しい知識を身につけ、職場内で研修内容の共有を図り、早期発見及び適切な対応に努めています。

【まとめ】

ご答弁ありがとうございました。まとめます。DVについては、全庁的にさまざま取組んでおられることが伝わってきました。ただ新任研修で男女共同参画推進課が担当する時間は全体で1時間しかなく、十分とは言えないように思います。また、しえいくはんずのDV特集号はとてもよくできていると思いますが、公務員の意識啓発としては、守秘義務や住民票閲覧の制限を含むものが必要ではないでしょうか。どの職員にとってもDV被害者支援が他人事とならないよう、全職員対象の研修やガイドブックの作成を求めます。

子ども関係者の中での研修や連携の仕組みの共有はしっかりと意識しておられるように受け止めました。引き続きよろしく願いいたします。

デートDVについては、冊子を配布していただけるということで、生徒だけでなく先生方の意識啓発にもつながり、ゆくゆくは全中学校でデートDV予防講座が実施されることを願っています。

性暴力防止については、専門家による性教育のモデル校に手を挙げられたということで、前向きな姿勢を高く評価いたします。今の日本の性教育を改善していくには、きちんと性教育を受けてこなかった大人への再教育も必要です。幼い頃からの家庭での性教育の重要性についても保護者に対して啓発していけるよう、男女共同参画推進課と福祉や子ども、また市内の助産師さんなどとも連携して取り組んでいただきたいと思います。

くり返しになりますが、幼児期からの性教育はいかがわしいものではなく、子どもたちが主体的に生きる力を育むことにつながります。その認識を深めていくことが求められています。

男女共同参画推プラン策定に向けた実態調査について前向きなご答弁をいただきました。ぜひその調査結果をもとに、プランにも性暴力の項目を入れて、市として性暴力被害防止への取組みを一步も二歩も前に進めていただきたいと思います。

以上、駆け足になりましたが一般質問を終わります。